

地方議会の現状 県議会からの報告

茨城県議会議員 海野 隆

はじめに

昨年12月の茨城県議会議員選挙は、自民党が47、民主党5、公明党3、共産党3、無所属が8という結果となった。社会民主党と自由党は議席を獲得できなかった。その後、無所属のうち6名が自民党に入党し、2名が無所属のまま清新クラブを結成し民主党との会派、民主党・清新クラブを結成した。その結果、県議会の会派構成は自民党53名、民主党・清新クラブ7名、公明党と共産党がそれぞれ3名ずつとなった。民主党は、県議会選挙で7名の公認候補、6名の無所属候補を推薦し、土浦市で公明党、笠間市で社会民主党系の候補を推薦した。6名の無所属推薦候補のうち2名が当選し、公明党の推薦候補が当選した。20世紀末から21世紀初頭の県議会は上記のような陣容で運営されることになる。民主党公認・推薦の候補者に対し支援をいただいた県民の皆様、そして多くの勤労者の皆様に深く感謝をしたい。支援いただいた皆様と連携を取って、今後県民の皆様の期待に沿えるような議会活動を展開したい。茨城県地方自治研究センターから機会を与えられたので、今回は地方議会や議員の現状と課題について報告したい。

民主党・清新クラブ7議席の意義

改選時と比較して民主党は3名から7名へ、公明党は2名から3名へ、共産党は1名から3名へ議席を増やした。現在、議案提出権は議席の8分の1なので、民主党は単独ではあと2名足りなかった。しかし、地方自治法の改正で12分の1となる予定である。今後、議案提出権を獲得することで圧倒的多数の自民党主導の議会運営を、県民の立場に立つた民主党の主張を議会や政策に、より反映できる条件が出来ることになる。今後、民主党は与えられた条件を生かし、より多くの方々との意見交換や参加を得て、幅と深さを持った政策を練り上げていきたいと思っている。そのためにも、民主党へ要望や意見を寄せていただけることをお願いしたい。

女性議員4議席

共産党は3人全員が女性議員で、補欠選挙で当選した自民党の女性議員と合わせて4名となった。民主党の女性候補は、牛久市で公認、北茨城市と水海道市で無所属候補2名を推薦したが、残念ながら全員落選という結果だった。

民主党にとって、男女共同参画型社会を議会から実現していく事が今回の県議会議員選挙の大きな課題のひとつであった。各政党の公認候補者・推薦候補者を見ると、共産党が公認5名、民主党が公認1名・推薦2名、無所属が2名。他政党はゼロだった。結果的には、民主党は女性議員の当選は果たせなかったが、民主党の候補者はいずれも定数1名区での戦いであり、獲得票数から見ても相当の善戦

であったということが出来る。今後、民主党にとって、女性候補者などの選挙区に立てるかということも含めて、戦略的に選挙を闘うことも必要だと思う。

民主党は女性候補の発掘のために、女性候補支援基金創設などで積極的に女性候補者を支援する態勢を整備している。今回の自治体議員統一選挙でも全国で多くの女性候補者がこの適用を受けて議会に進出した。茨城県でも、県南都市部の牛久市で民主党公認の初めての女性議員が誕生した。今度の国会で地方分権一括法案が成立し、今後地方分権がいつそう進むことになる。福祉や教育・都市計画など、住民に身近な政治は自治体の責任と権限で決定することになる。自治体議会の重要性は、いま以上の重みを持つてくる。そうした中で、住民の多様な意見やこまやかな要望を汲み上げることなど女性議員の果たす役割は決定的に重要だ。

市民派議員として

私は那珂町の議会議員に33歳の時に無所属で当選した。町議会議員の多くが自民党員でありながら無所属を名乗るのと同じように、私は旧社会民主連合に所属していたが、その後の町議会議員選挙でも一貫して無所属会派を名乗った。そういう選択が、選挙民との関係でどうなのか疑問はあるが、「地域の課題に党派無し」という論理を立てていた。実際、特定の組織を持たず市民派議員と呼ばれた私が、政党公認を名乗る何のメリットも無かった。パンフレットには江田五月氏や菅直人氏の顔写真と推薦の言葉を入れて、自分がどのような政治的立場にあるのかを間接的に表明した。また、自分の

選挙以外の国政選挙や県議会の選挙では社会民主連合が推薦する候補者を支援した。

しかし、県の仕事の80%、市町村の仕事の60%は国の機関委任事務となっており、地方行政と国政は固く結びついている。自治体議員として活動すればするほど国政との関連は切り離せないこととなる。私は、聞きたいことは何所にも聞き、依頼しなければならぬ時は誰にでも依頼するというようにしてきたつもりだ。県政ではより政策の近い旧日本社会党(現社会民主党)や公明党の皆さんの力を借りながら問題を解決してきた。また県内各地の市民派と呼ばれる自治体議員の方々と、情報交換したり勉強会を持つたり研修の機会をつくつたりしながら議員としての力量を高める努力をしてきた。

県内各地には政党に所属せずに、住民運動と結びつきながら熱心に情熱を持つて議会活動に取り組み多くの自治体議員がいる。私が12年前に初めて自治体議員となった時と比較すると、それぞれ議員同士が各地域で連携して議会改革や行政への働き掛けに取り組み動きが目立っている。民主党は、「市民が主役」・「中央から地方へ」という姿勢を結成の基本方針としてきた。そうした議員と積極的に連携しながら、地方分権時代の地方政治を担いたいと思っている。その枠組みとして、「政策フォーラム茨城」という政策提言集団を市民派議員・政治に積極的に関わろうとする市民と共同で組織した。是非とも参加をお願いしたい。

形式化し硬直化した県議会

茨城県議会は県内に85ある市町村議会と何ら異なることのない、地方自治体議会のひとつである。議会は行政と違い、その運営は大半がそれぞれの議会固有の慣習に基づいている。85市町村の議会があれば、質問の回数・時間、関連質問の有無、議会の公開・広報の発行など85のやり方がある。議会と住民の関係ですべてが決まっているといっても過言ではない。質問回数や時間も十分に保障され、委員会や全員協議会も住民に積極的に公開し、議会広報の内容も充実している、あるいは日曜日や夜間にも議会を開催するなど、全国でも県内でも先進的な取り組みをしている地方議会がある。

議会にはそこに住む住民の政治意識や関心が反映される。基本的には住民の関心の高さが議会の有り様を決定することになる。市町村議会議員を経験した者として茨城県議会の運営を見ると、残念ながら形式化し硬直化した運営が目立つ。そしてより深刻な問題は、そうした形式化し硬直化した運営を改革しようとする意思が、県議会自体に乏しいことにある。民主主義は最終的には多数決を持つて決される。しかし、より重要なのは多数決へと至る論議の経過である。それは住民に公開された会議の中で決せられるべきなのである。県議会は、議席数66名の内53名を自民党が占める。議席の占有率は実に80%以上である。自民党の意向で議会運営の大半が決定している現状にある。民主党に与えられた議席数では、議案の提出権もない。しかし、県議会の現状を変えることに県民の多くの方々は賛成のはずだ。県議会が活性化し、県民に開かれることに異論を唱える県民は少ないと思う。民主党は県議会に関わるいくつかの改革を提起しているが、今後も市町村議会の方々や県民の皆様方にご意見をいただきながら、議会改革に取り組みたいと考えている。

改革への提言―選挙区割りと定数について

21世紀も間近に迫った今年度、茨城県は新県庁舎に移転しその雰囲気も大きく変わった。人口3百万人を超えようとする我が県は、21世紀の幕開けと同時にやはり新時代を迎える。地方分権の進展する今日、茨城県庁を見上げながら、私は県(Prefecture)というよりも、むしろ地方政府(Local Government)という印象を強く受けた。

これからの地方の時代を進めていく上で議会の役割はますます重要なものとなる。多様な県民の声を県議会に送り込み、茨城県政に生かし、政策として具体化しなければならぬ。しかし、現段階において本当に県議会に県民の声がもれなく反映されているかという問いを發した時に、私はそこに疑問符を付けざるを得ない。例えば県議会選挙において議員1人当たりの人口の較差が3倍を超えていたり、いわゆる逆転区が存在したり、1票の価値に大きな差が生じているという現状がある。選挙区が違えば1票の価値が異なるという現状は、県民1人1人の声を公平に吸収していく議会制民主主義の立場からしても好ましくない事態である。

基本的な原則を確認したい。①地方自治法・公職選挙法に依拠し、いわゆる逆転区は完全に解消させる、②人口較差は1対2未満とする、③加えて1つの選挙区からなるべく多様な住民の声を吸収するためにも新たな1人区はなるべく作らないことが望ましい。

1対2未満の較差の根拠として、昭和61年の2月26日都議会議員選挙定数訴訟において東京高裁の下した判決がある。この判決は

「地方議会選挙で許される格差は原則として2倍まで」とする明確な基準を打ち出した画期的な判決であると思われる。

その判決理由の要旨の一部を少し長く引用したい。「第1に考慮しなければならぬことは、投票価値の平等という憲法上の原則であり、そしてまたその公選法における現れである15条7項本文の人口較差1対1の原則と36条の1人1票の原則である。次に考慮すべきことは健全な国民感情、すなわち多少の不平等はやむを得ないものとして忍ぶとしても、自己が1票しか持っていないのに他人はその倍の2票を持つと同じ結果になるようなことは我慢できないという素朴な気持である。・・・島部のような特殊な事情のある場合を除いて1対2を超えることは許されないものと解すべきことにならる」

民主主義は1人1人が等しく権利を持つことが大原則である。「特殊な事情」は少なからず存在するとしても、一方で1票投票しているその価値が、他方では3票分であるなどということが住民に身近な地方自治体で許されるはずがない。

地方自治を進め、民主主義を成熟したものとして行くためにも選挙区定数の是正は茨城県議会、茨城県民にとって焦眉の課題であると確信する。

改革への提言―議会の情報公開について

情報公開制度は、民主主義と不可分に結びついている。主権者は国民であり、県民であり、住民なのである。税金でまかなわれる行政の仕事について、公開できないことは原則として何も無いはずであ

る。そして説明責任ということが時代のキーワードだ。行政も議会も説明責任能力が問われているのである。不服の場合の提訴裁判所の問題等いくつかの問題点はあるが、地方自治体の条例制定の先行を受けて、国でもやっと情報公開法が成立した。手数料の問題・複写料金の問題など政令で決めることが今後あるにしても、少なくとも現在の茨城県の情報公開条例より公開度を高めたものとなつていくという評価だ。今後政令の制定を受けて実施に移されることになる。不十分な点はあるが、実際の利用を見ながら改善すれば良い。

茨城県議会の情報公開については、現在ある茨城県の情報公開条例に、実施対象機関として「議会」を加えようとする請願が提出された。民主党・清新クラブは、6月の議会で赤羽議員が議会独自の情報公開条例制定を提言した。すでに東京都議会でもそのような動きがある。昨年12月の際の県議会選挙で朝日新聞が行った「県議会を情報公開条例の対象にするべきか」というアンケートには、新人議員の大半は党派を超えて「対象にすべきである」という回答を寄せた。県民に対する公約である。

先に、県民による知事交際費の公開を求めた裁判が起こされた。茨城県以外で起こされた自治体長の交際費をめぐる多くの第一審判決とは異なり茨城県の勝訴となったが、より透明度を高めた情報公開を求める県民の要求は今後も高まることが予想される。国の情報公開法の成立を受けて、いま県では情報公開条例の改定を審議している。

政務調査費や議会の研修等で県民の疑問があるのであれば、県議会はそれに答えなければならぬ。県民の税金で議会がまかなわれていることを考えれば公開しない理由は全くないのである。民主党は、

他会派にも賛同を求めこの機会に議会の情報公開条例を制定すべきであると考えている。

改革への提言―政治倫理について

「いまこそ汚職や腐敗行為を取り締まる法律を議会の名において制定する時です。このままでは選挙腐敗の根はひろがるばかりで、選挙に対する有権者のモラルは低下し、選挙で金もうけをたくらむ連中が次々に現れます。いまこそ腐敗行為を根絶しなければなりません。これまでも何度も法の改正を行ってきましたが、選挙制度そのものをかえてしまわない限り、どんな改正をしても無駄なのです。現在の最大の悪は、選挙に莫大なお金がかかることなのです。崇高な精神の持ち主でも、金がなければ議員になれません。逆にいえば、財力さえあれば、誰でも当選できるのです。政治家は、企業や団体の代表ではなく、国民の代表なのではないでしょうか！」
ヘンリー・ジェームス

1881年イギリスの下院本会議で、時の法務長官ヘンリー・ジェームスが行った演説から約2年半後、イギリスは政治を大転換させる画期的な法律を成立させることによって、議会政治を守り改革することに成功した。

銚田町や旭村など茨城県内の各地で選挙や利権にまつわるニュースが報道されている。過去の竹内前知事の汚職や選挙違反のことが全く教訓とならない不思議な選挙風土・政治構造の県だ。今こそ全国の先頭にたつて政治改革の具体的なシステムを提言し実行して行かなければならない。県民の「腐敗は許さない」という固い決意と投

票行動、具体的な政治腐敗防止のシステムと政治家のモラルを示さなければならない。

まず、地方自治法第92条2項および第142条の解釈を厳密に行い、法の趣旨を実現していくことが必要だ。同法の立法の精神は、あくまでも公職の公正さを確保しようとすることにあり、これまでの判例が、具体的な個々の事例の検討を行ったとはいえ、量的な規制の問題に踏み込んでしまい、問題の核心からだんだんずれてきた責任は大きい。当該自治体と議員や首長の関係する会社の取引が「関係会社の売上51%なら法に抵触するが、49%なら合法」などというのは立法の趣旨を理解しない誤った拡大解釈である。法の趣旨は、「瓜田に轡を入れず」「李下に冠を正さず」なのである。代議民主主義において「疑いは万死に値する」。

過去には取手市、牛久市、境町、大宮町などで、最近では土浦市や藤代町などで県内の各地の市町村議会が、同法の厳守を決議している。牛久市や藤代町などは市長、市議会議員だけでなく、県議会議員まで厳守の対象を広げている。利権政治を断固として排除しようとする強い決意の現れだと思う。それに比して県議会は、きわめて危機意識が希薄である。議決のたびに、土木・建設関係議員が除外で議席を離れ議場から退席する姿は異常であり異様である。

「議員の就職の制限」地方自治法第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、もしくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会もしくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人は主として同一の行為を

する法人の無限責任社員、取締役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることができない。

さうじに

質問時間と質問者の数について述べておきたい。議会のルールは条例や規則に定められているほかのことは、議会運営委員会で決定される。県議会は、実質的に政党政治の最前線である。しかし、地方自治体は知事と議会という2重代表制からなっており、国政が議院内閣制であるのと違って大統領型である。したがって、議会の権限は団体意思の決定と、行政のチェックが最大の役割のほうである。特に行政のチェックや県民の多様な意見を反映させる議会運営や制度に最大限の留意をすべきなのである。

現在、県議会での一般質問は年間30人、代表質問は4人以上の会派で第1と第3定例会に行うことになっている。一般質問は執行部の答弁を含めて1時間で議員の質問時間はおおむね30分である。代表質問は執行部の答弁を含めて2時間で議員の質問時間はおおむね1時間である。代表質問権があるのは自民党と民主党だけである。質問者数は議席数の按分比となっており、今回の議席数からすると自民党が24人、民主党・清新クラブが3人、公明党・共産党が各1名という配分となる。実際の配分は自民党が22人、民主党・清新クラブ4人、公明党・共産党が各2名となった。自民党が議つた形だ。

県議会議員の定数は66人である。県民から選ばれ県政に県民の意見を反映する重要な役割を果たすのに、質問の機会が年間30

人という枠では、論理的には2年経つても質問順が回つてこない議員がいることになる。質問枠を拡大すべきなのである。最低でも1年間に1回は全議員が本会議で質問できるような機会を保障すべきなのだ。数の力で議会運営を押し切ろうとする自民党のやり方は、言論の府である議会自体の自殺行為である。民主党を始めとする他党派の主張は質問者数を拡大するというところで一致している。それは県民の利益に合致している。日程の都合とか時間が無いなどという意見がある。質問時間も拡大すべきであると考えるが、本会議の開催時間を現行の午後1時からではなく、委員会開催時間と同じ10時30分とすれば、1日最大で5人の質問ができるようになる。本会議での質問日数を4日取れば充分となる。市町村議会では午前9時開会という所もある。茨城県は未曾有の財政危機に直面している。政策の選択と大規模公共工事の見直しなどいっそう大胆な行財政改革に着手しなければならぬ。県民の視線をいつも感じながら、県民の利益を最優先に考える県議会をつくるために今後とも頑張つていきたい。